平成30年7月25日(決定) 令和2年6月12日(改正) 令和5年6月28日(改正) 教育・学生生活委員会決定

## 授業に出席できなかった場合のガイドライン

下記の事情により、授業に出席できなかった場合は、事案に応じて教育的配慮を実施します。

- 1) 通学に利用する交通機関が運行休止になり、授業に出席できなかった場合
- 2) 学生が学校保健安全法施行規則に定める学校感染症等の出席停止が必要な感染症に罹患した場合及び感染の拡大を防止するために、授業に出席できなかった場合なお、感染症等の拡大を防止するために、自宅等に待機とした場合に教育的配慮を実施するのは対面講義に限る。
- 3) 学生の三親等以内の親族が死亡した場合で、学生が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事に出席するために、授業に出席できなかった場合
- 4)裁判員制度により、裁判員(補充裁判員を含む)及び裁判員候補者に選任され裁判所へ出頭するために、授業に出席できなかった場合